

## 確認申請の審査標準日数

全ての書類が揃っている状態で、事前相談を受けていた方の審査標準日数となります。

建築物の区分	審査標準日数
法第6条第1項第一号～第二号	10営業日
法第6条第1項第二号 木造建築物：仕様規定のみで構造安全性確認)	6営業日
法第6条第1項第三号	5営業日
工作物（令138条第1項）	2営業日
昇降機	3営業日

※申請物件の規模や混雑状況により審査日数が前後することがございます。

※当該審査日数には訂正期間、消防同意期間は含みません。

※省エネ適判は計算方法により審査期間が異なりますので、上記日数には含まれていません。別途省エネ担当者にご相談願います。